

議員提出議案第3号

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年3月26日提出

提出者

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 大江ひろと

伊丹市議会議員 森 華奈子

伊丹市議会議員 鈴木 隆広

伊丹市議会議員 原 直輝

理由

効率的・効果的な議会運営をさらに推進するため、伊丹市議会議員定数を2人削減することが適当であると考えることから、本条例の改正を提案する。

伊丹市議会議員定数条例の一部を改正する条例（令和 7  
年伊丹市条例第 号）

伊丹市議会議員定数条例（平成 1 2 年伊丹市条例第 4 3 号）の一  
部を次のように改正する。

本則中「2 8 人」を「2 6 人」に改める。

付 則

この条例は，公布の日から施行し，同日以後，初めてその期日を  
告示される一般選挙から適用する。